

第 4 回 東久留米市緑地保全計画検討委員会

日 時	平成 27 年 11 月 6 日(金) 9:30～11:50
場 所	東久留米市役所 2 階 203 会議室
出席者	委員 10 名 (欠席者 1 名)、事務局 3 名・コンサル 2 名
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 3 回検討委員会の主な意見と対応案について (2) 東久留米市緑地保全計画 (素案) について (3) 東久留米市緑地保全計画策定スケジュールについて (4) その他 4 閉会

【会議録(要点筆記)】

決定事項

◆公有地化優先順位について

- ・ 「対象緑地の公有地化優先順位」の表は外し、文章を調整する。

◆その他

- ・ 用語解説は今後、作成する。

意見・提案等

◆本計画における「緑地」の定義の確認について

- ・ 今回は、「雑木林等」を緑地と定義している。緑の基本計画では「農地にはいろいろ縛りがあるので樹林地を確保しよう」との意味から緑地保全とし、本委員会では、この絞り込まれた範囲をやっている。しかし、「買収ありきで、狭いフォーカスでやると全体の背景が見えない」との意見を踏まえ、農地も入れて検討のベースを広げてきた。

◆評価方法・評価基準について

- ・ 「①高木層の樹種の構成」は、樹木が密集しているところが評価されるのか。貴重種があっても樹林部分が少ない範囲は、現在の基準では埋もれてしまう。
- ・ 素案だけ読んでも分かるように、補足的な説明や評価基準のところをもう少し分かりやすくする必要がある。
- ・ 「評価基準に基づく評価点」評価基準①～⑩までの評価結果について、どうして○が付くのか、付かないといった簡単な説明を加えれば、分かりやすくなる。
- ・ 「評価基準に基づく評価点」でルールをきちんと書いた方が良い。「保全優先度評価の結果」に但し書きが必要な場合も出てくるが、基本的には「評価基準に基づく評価点」の段階で、基準をクリアにしておく必要がある。

◆総合的な緑地保全施策について

- ・ 補助金交付等を含めた考え方をしないと、個人所有の土地はなかなか残せないと思う。補助金交付や他の方法といったものを何か考えてもらえればと思う。
- ・ 「緑地保護区域」については、書いたからと言って縛られるわけではないので、いろいろなツールがあることを示すツール集になっていた方が良い。
- ・ 農業特区については、まだ決まっていないので、残すのであれば、説明が必要になる。その中で、「検討中」と説明しておけば良い。
- ・ 市民協働と書いてあるが、それだけでは人は集まらない。今後の行政としての役割を考える必要がある。

◆具体的な公有地化の方針や手順について

- ・ 社寺林や屋敷林は公有地化の対象から除外されているが、社寺林があるというだけで、周りにたくさん民地があるのにばっさり除外してしまうのは如何なものか。
- ・ 面積縛りによって、社寺林や屋敷林を含めて2haの土地が、社寺林や屋敷林を抜くと2haに満たないため、候補から外すといった感じにならないか心配している。
- ・ 検討委員会としては「保全優先度評価結果」まで、といったまとめ方もある。

◆公表について

- ・ 会議録をバラバラに出すのではなくて、まとめて公開する。
- ・ パブコメにおいては、計画（素案）自体でかけるという形になる。

◆その他修正事項について

- ・ 緑地保全の流れ（フロー）図は「東久留米市の緑地」という全体的なフレームから落とし込んだように見えるので、「17の水と緑の拠点」とした方が良い。
- ・ 「武蔵野の面影」の屋敷林の写真がイメージと違うので変更した方が良い。
- ・ No. 6 向山緑地公園周辺に巨木のムクノキがある。
- ・ 序文については、今後検討する。

◆今後の進め方について

- ・ 少なくとも協定を結んでいる団体へのヒアリングは実施してほしい。
- ・ 環境審議会は11月9日、庁内環境委員会は11月11日、市民環境会議については12月中に実施する予定である。